様式第１号（第３条関係）

審　査　基　準　整　理　票

<table>
<tr><td>処　　分　　名</td><td colspan="3">名簿登録の更新</td></tr>
<tr><td>根　拠　法　令　名</td><td colspan="2">大津市指定ガス工事店規程
（平成 19 年企業局管理規程第 3 号）</td><td>（条項）　第 16 条第 7 項</td></tr>
<tr><td>基　準　法　令　名</td><td colspan="2"></td><td>（条項）</td></tr>
<tr><td>所　管　部　署</td><td colspan="3">企業局　技術部　お客様設備課　業務グループ</td></tr>
<tr><td>標 準 処 理 期 間</td><td>３０　日</td><td>法 定 処 理 期 間</td><td>日</td></tr>
</table>

【審査基準】　・文書の名称【　　】

・掲載図書等【　　】

・内容　　■全部記載　　□一部・項目のみ記載

【根拠法令】　大津市指定ガス工事店規程第 16 条(資格者の登録等)第 7 項

公営企業管理者は、第 5 項の規定による申請をした者のうち適当と認める者について、名簿登録を更新するものとする。

※　第 7 項に定める「適当と認める者」とは、公営企業管理者が実施する外管工事資格更新講習に合格した者をいう。

> 大津市指定ガス工事店規程第 16 条第 5 項
>
> 名簿登録の更新を受けようとする者は､名簿登録の期間の満了の 1 月前までに資格更新申請書(様式第 14 号)を公営企業管理者に提出しなければならない。ただし、公営企業管理者が特別の事情があると認めた場合は、名簿登録の期間の満了後であっても、更新の申請をすることができる。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。